

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	税関様式C第5610号		税関様式C第5610号
認定手続開始通知書（輸出者用）		認定手続開始通知書（輸出者用）	
令和 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)	印	令和 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)	印
殿		殿	
(税関官署の長)	印	(税関官署の長)	印
貴殿が令和 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。	貴殿が令和 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。		
記			
1. 申告番号		1. 申告番号	
2. 申告年月日	令和 年 月 日	2. 申告年月日	令和 年 月 日
3. 疑義貨物	品 名	3. 疑義貨物	品 名
	数 量		数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所		4. 権利者の氏名又は名称及び住所	
5. 知的財産の内容		5. 知的財産の内容	
6. 認定手続を執る理由		6. 認定手続を執る理由	
7. 輸出差止申立て	有 無	7. 輸出差止申立て	有 無
8. 証拠を提出し、意見を述べることの	令和 年 月 日	8. 証拠を提出し、意見を述べることの	令和 年 月 日

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
できる期限	できる期限
(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。 (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。 ）[注：裏面2及び3参照]	(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。 (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。 ）[注：裏面2及び3参照]
2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。	2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。	3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。	4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。	5. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。	6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格A4)	(規格A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(税関様式C第5610号：裏面)</p> <p>本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。</p> <p>2. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。</p> <p>3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。</p> <p>(1) 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権については、業として輸出されるものでないもの</p> <p>(2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸出するものでないもの</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)における「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(3) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの</p> <p>(4) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの</p>	<p>(税関様式C第5610号：裏面)</p> <p>本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。</p> <p>2. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。</p> <p>3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。</p> <p>(1) 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権については、業として輸出されるものでないもの</p> <p>(2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸出するものでないもの</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)における「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(3) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの</p> <p>(4) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。</p> <p>(1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、原則として、税関職員の立会いの下に行うことができます。<u>ただし、運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行う滅却も含まれます。</u></p> <p>(2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>(3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>(4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。</p> <p>(5) 当該貨物を任意放棄することができます。</p> <p>5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。</p>	<p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。</p> <p>(1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>(3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>(4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。</p> <p>(5) 当該貨物を任意放棄することができます。</p> <p>5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式C第5610号-1	税関様式C第5610号-1
認定手続開始通知書（輸出者用） (保護対象営業秘密関係)	認定手続開始通知書（輸出者用） (保護対象営業秘密関係)
令和 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号) 殿 (税関官署の長) 印	令和 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号) 殿 (税関官署の長) 印
貴殿が令和 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。	貴殿が令和 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。
記	
1. 申告番号	
2. 申告年月日	令和 年 月 日
3. 疑義貨物	品 名 数量
4. 不正競争差止請求権者の氏名又は名称及び住所	
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項
記	
1. 申告番号	
2. 申告年月日	令和 年 月 日
3. 疑義貨物	品 名 数量
4. 不正競争差止請求権者の氏名又は名称及び住所	
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前			
6. 認定手続を執る理由		6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有	無	7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日	8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日		
<p>(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。 (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第4号（同法75条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注：裏面2及び3参照]</p> <p>2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。</p> <p>3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。</p> <p>4. 関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。</p> <p>5. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。</p>		<p>(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。 (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第4号（同法75条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注：裏面2及び3参照]</p> <p>2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。</p> <p>3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。</p> <p>4. 関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。</p> <p>5. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。</p>			

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。</p> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p> <p>(税関様式C第5610号-1:裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。</p> <p>2. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。</p> <p>3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。 (1) 不正競争差止請求権者から輸出の許諾を得て輸出されるもの (2) 上記(1)の他不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。</p>	<p>6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。</p> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p> <p>(税関様式C第5610号-1:裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。</p> <p>2. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。</p> <p>3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。 (1) 不正競争差止請求権者から輸出の許諾を得て輸出されるもの (2) 上記(1)の他不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、原則として、税関職員の立会いの下に行うことができます。ただし、運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行う滅却も含まれます。</p> <p>(2) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>(3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>(4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。</p> <p>(5) 当該貨物を任意放棄することができます。</p> <p>5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。</p>	<p>(1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>(3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>(4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。</p> <p>(5) 当該貨物を任意放棄することができます。</p> <p>5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式C 第5622号	税関様式C 第5622号
認定通知書（輸出者用）	認定通知書（輸出者用）
令和 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号) 殿	令和 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号) 殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。 記	令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。 記
1. 認定結果 関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる物品に該当する・該当しない。	1. 認定結果 関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる物品に該当する・該当しない。
2. 理由	2. 理由
3. 留意事項 (1) 上記1において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から⑤の処理を行うことができます。 (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から⑤のいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。	3. 留意事項 (1) 上記1において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から⑤の処理を行うことができます。 (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から⑤のいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>① 当該物品の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、廃棄を行う旨の書面を税関へ提出したうえで、原則として、税関職員の立会いの下に行うことができます。<u>ただし、運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行う滅却も含まれます。</u></p> <p>② 当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>③ 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>④ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。</p> <p>⑤ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。</p>	<p>① 当該物品の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、廃棄を行う旨の書面を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>② 当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>③ 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>④ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。</p> <p>⑤ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。</p>

[連絡先] : (税関官署名)

(住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

[連絡先] : (税関官署名)

(住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式C第5622号-1	税関様式C第5622号-1
認定通知書（輸出者用） (保護対象営業秘密関係)	認定通知書（輸出者用） (保護対象営業秘密関係)
令和 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)	令和 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)
殿 (税関官署の長) 印	殿 (税関官署の長) 印
令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物について は、下記のとおり認定したので、関税法第69条の3第5項（同法第75条 において準用する場合を含む。）の規定により通知します。	令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物について は、下記のとおり認定したので、関税法第69条の3第5項（同法第75条 において準用する場合を含む。）の規定により通知します。
記	記
1. 認定結果 関税法第69条の2第1項第4号（同法第75条において 準用する場合を含む。）に掲げる物品に 該当する・該当しない。	1. 認定結果 関税法第69条の2第1項第4号（同法第75条において 準用する場合を含む。）に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由	2. 理由
3. 留意事項 (1) 上記1において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から⑤の処理を行うことができます。 (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から⑤のいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。	3. 留意事項 (1) 上記1において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から⑤の処理を行うことができます。 (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から⑤のいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>① 当該物品の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、廃棄を行う旨の書面を税関へ提出したうえで、原則として、税関職員の立会いの下に行うことができます。ただし、運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行う滅却も含まれます。</p> <p>② 当該物品に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>③ 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>④ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出して下さい。</p> <p>⑤ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。</p>	<p>① 当該物品の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、廃棄を行う旨の書面を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>② 当該物品に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>③ 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>④ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出して下さい。</p> <p>⑤ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。</p>

[連絡先] : (税関官署名)

(住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

[連絡先] : (税関官署名)

(住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																		
税関様式C 第 5810 号	税関様式C 第 5810 号																		
認定手続開始通知書（輸入者用）	認定手続開始通知書（輸入者用）																		
令和 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号) 殿	令和 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号) 殿																		
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印																		
<p>あなたが輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。</p> <p>当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。</p> <p>当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されると、当該貨物を没収して廃棄することがあります。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>あなたが輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。</p> <p>当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。</p> <p>当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されると、当該貨物を没収して廃棄することがあります。</p> <p style="text-align: center;">記</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1. 申告番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2. 申告年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>3. 疑義貨物</td> <td style="width: 33%;">品 名</td> <td style="width: 33%;">数 量</td> </tr> </table>	1. 申告番号			2. 申告年月日	令和 年 月 日		3. 疑義貨物	品 名	数 量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1. 申告番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2. 申告年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>3. 疑義貨物</td> <td style="width: 33%;">品 名</td> <td style="width: 33%;">数 量</td> </tr> </table>	1. 申告番号			2. 申告年月日	令和 年 月 日		3. 疑義貨物	品 名	数 量
1. 申告番号																			
2. 申告年月日	令和 年 月 日																		
3. 疑義貨物	品 名	数 量																	
1. 申告番号																			
2. 申告年月日	令和 年 月 日																		
3. 疑義貨物	品 名	数 量																	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			4. 権利者の氏名又は名称及び住所		
5. 知的財産の内容			5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由			6. 認定手続を執る理由		
7. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和	年	月	日	令和 年 月 日
(注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。 2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧いただくか、下記の連絡先までお問い合わせください。 [税関ホームページ] : https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm 	(注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。 2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧いただくか、下記の連絡先までお問い合わせください。 [税関ホームページ] : https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm 				
[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)				
	(規格A4)				
(税関様式C第5810号：裏面)	(税関様式C第5810号：裏面)				
本通知に係る貨物の取扱いについて	本通知に係る貨物の取扱いについて				
1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。	1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。				
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。	2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。				

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>できます。</p> <p>(1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの</p> <p>(2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの</p> <p>(3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの</p> <p>(5) 商標権等に係る並行輸入品</p> <p>(6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの</p> <p>3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください（いずれも写しで可）。</p> <p>(1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類</p> <p>イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等</p> <p>ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定</p>	<p>できます。</p> <p>(1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの</p> <p>(2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの</p> <p>(3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの</p> <p>(5) 商標権等に係る並行輸入品</p> <p>(6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの</p> <p>3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください（いずれも写しで可）。</p> <p>(1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類</p> <p>イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等</p> <p>ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に係る電子メール等</p> <p>(2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類 あなた及び仕出人の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等</p> <p>(3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類 商品説明書、設計図面等</p> <p>(4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類</p> <p>イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等</p> <p>ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等</p> <p>ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類</p> <p>(注)虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。</p> <p>4. 表面7. に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。</p> <p>5. 表面5. の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。</p>	<p>に係る電子メール等</p> <p>(2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類 あなた及び仕出人の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等</p> <p>(3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類 商品説明書、設計図面等</p> <p>(4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類</p> <p>イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等</p> <p>ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等</p> <p>ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類</p> <p>(注)虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。</p> <p>4. 表面7. に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。</p> <p>5. 表面5. の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。</p> <p>7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。</p> <p>(1) 貨物の廃棄又は減却を希望する場合には、原則として、税関職員の立会いの下に行うことができます。ただし、<u>運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行う減却も含まれます。</u></p> <p>(2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。</p> <p>(3) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>(4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。</p> <p>(5) 貨物を任意放棄することができます。</p>	<p>6. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。</p> <p>7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。</p> <p>(1) 貨物の廃棄又は減却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>(2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。</p> <p>(3) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>(4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。</p> <p>(5) 貨物を任意放棄することができます。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式C 第 5811-1 号	税関様式C 第 5811-1 号
認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用） (保護対象営業秘密関係)	認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用） (保護対象営業秘密関係)
令 和 年 月 日 開始通知 簡第 号 (開始通知書番号) 殿	令 和 年 月 日 開始通知 簡第 号 (開始通知書番号) 殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
あなたが輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。 当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を <u>没収して廃棄すること</u> があります。	あなたが輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。 当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を <u>没収して廃棄すること</u> あります。
記	記
1. 申告番号	
2. 申告年月日	令 和 年 月 日
3. 疑義貨物	品 名 数 量
4. 申立人の氏名又	
1. 申告番号	
2. 申告年月日	令 和 年 月 日
3. 疑義貨物	品 名 数 量
4. 申立人の氏名又	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前			
は名称及び住所		は名称及び住所			
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項		
6. 認定手続を執る理由		6. 認定手続を執る理由			
(注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。 2. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。		(注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。 2. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。			
[連絡先] :	(税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] :	(税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)		
(規格A4)		(規格A4)			
(税関様式C第5811-1号：裏面)		(税関様式C第5811-1号：裏面)			
本通知に係る貨物の取扱いについて					
<p>1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。</p> <p>2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。</p>					

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。	3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。 (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの (2) その他、不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの	4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。 (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの (2) その他、不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面4. の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。	5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面4. の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに關し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めるすることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。	6. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに關し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めるすることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。	7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 (1) 貨物の廃棄又は減却を希望する場合には、原則として、税関職員の立会いの下に行うことができます。ただし、運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行う減却も含まれます。 (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。 (3) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。	8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 (1) 貨物の廃棄又は減却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。 (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。 (3) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。</p> <p>(5) 貨物を任意放棄することができます。</p> <p>9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されると、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。</p>	<p>(4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。</p> <p>(5) 貨物を任意放棄することができます。</p> <p>9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されると、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式C第5822号	税関様式C第5822号
認定通知書（輸入者用）	認定通知書（輸入者用）
令和 年 月 日 認定通知 第 号 (認定通知書番号)	令和 年 月 日 認定通知 第 号 (認定通知書番号)
殿	殿
(税関官署の長)	(税関官署の長)
印	印
令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の12第6項の規定により通知します。	令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の12第6項の規定により通知します。
記	記
1. 認定結果 関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる物品に該当する・該当しない。	1. 認定結果 関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる物品に該当する・該当しない。
2. 理由	2. 理由
3. 留意事項 (1) 上記1.において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記①から④までの処理を行うことができます。 (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟を行わず、かつ、下記①から④までのいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。	3. 留意事項 (1) 上記1.において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記①から④までの処理を行うことができます。 (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟を行わず、かつ、下記①から④までのいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>① 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、原則として、税関職員の立会いの下に行うことができます。ただし、運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行う滅却も含まれます。</p> <p>② 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>③ 貨物の侵害部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。</p> <p>④ 貨物の任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせてください。</p>	<p>① 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>② 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>③ 貨物の侵害部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。</p> <p>④ 貨物の任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせてください。</p>

[連絡先] : (税関官署名)

(住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

[連絡先] : (税関官署名)

(住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税関様式C第5822-1号</p> <p>認定通知書（輸入者用） (保護対象営業秘密関係)</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 認定通知 第 号 (認定通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の12第6項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 関税法第69条の11第1項第10号に掲げる物品に該当する・該当しない。</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 留意事項</p> <p>(1) 上記1.において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記①から④までの処理を行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟を行わず、かつ、下記①から④までのいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p>	<p style="text-align: center;">税関様式C第5822-1号</p> <p>認定通知書（輸入者用） (保護対象営業秘密関係)</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 認定通知 第 号 (認定通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の12第6項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 関税法第69条の11第1項第10号に掲げる物品に該当する・該当しない。</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 留意事項</p> <p>(1) 上記1.において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記①から④までの処理を行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟を行わず、かつ、下記①から④までのいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注)二重下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>① 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、原則として、税関職員の立会いの下に行うことができます。ただし、<u>運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行う滅却も含まれます。</u></p> <p>② 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>③ 貨物の侵害部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出してください。</p> <p>④ 貨物の任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせてください。</p>	<p>① 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>② 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>③ 貨物の侵害部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出してください。</p> <p>④ 貨物の任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせてください。</p>
<p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>